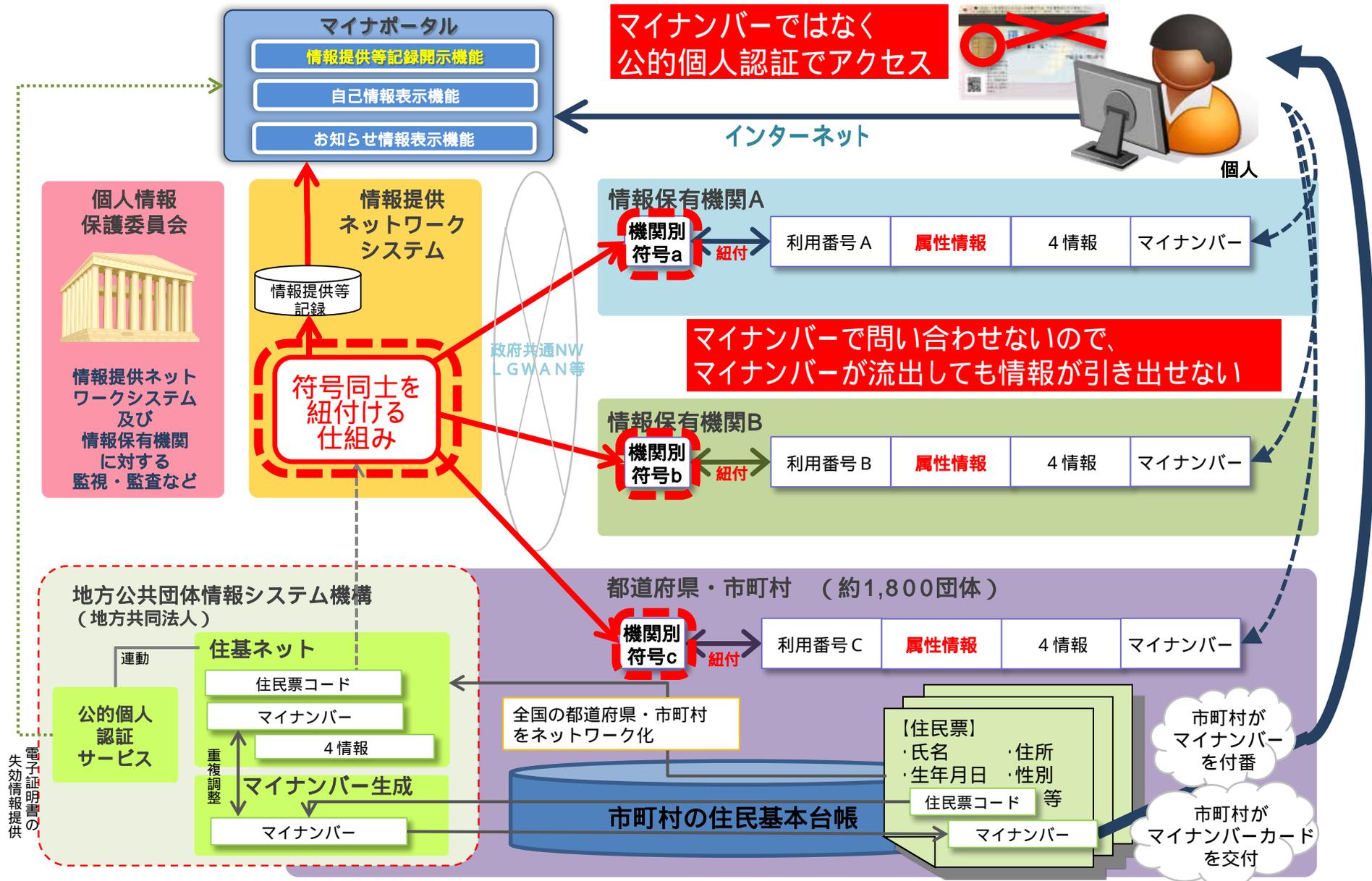


# マイナンバー制度における、符号を用いた情報連携



# (参考) 住基ネット最高裁判決(平成20年3月6日)を踏まえた番号制度の設計について

番号制度の構築に当たり、住基ネットに係る最高裁合憲判決の趣旨を十分踏まえる必要。

住基ネット訴訟最高裁合憲判決は、

- ・ 憲法13条については、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護され、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解されると判示。
- ・ その上で、行政目的の正当性・手段の相当性を審査し、住基ネットに不備や具体的な危険は生じていないと判示。

番号制度においては、法令等に基づく制度上の保護措置に加え、各情報保有機関に分散して管理している情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供することとしているから、特に高いシステム上の保護措置を講じている。

## < 住基ネット最高裁合憲判決の骨子 >

## < 制度設計 > (2011/6/30 社会保障・税番号大綱)

<p>「現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しない」</p>		<p>(a) 情報連携の対象となる個人情報につき情報保有機関のデータベースによる分散管理とし、(b) 情報連携基盤においては、「民 - 民 - 官」で広く利用される「番号」を情報連携の手段として直接用いず、当該個人を特定するための情報連携基盤等及び情報保有機関のみで用いる符号を用いることとし、(c) 更に当該符号を「番号」から推測できないような措置を講じる。</p>
<p>「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われているものといえることができる」</p>		<p>「番号」を用いることができる事務の種類、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく省政令に明示することで番号制度の利用範囲・目的を特定するとともに情報連携基盤を通じた「番号」に係る個人情報へのアクセス記録について、マイポータル上で確認できるようにする。</p>
<p>「住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はない」</p>		<p>情報連携の際の暗号化処理等、システム上のセキュリティ対策を十分に講じる。</p>
<p>「受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されている」</p>		<p>行政機関の職員等による不正利用、不正収集等を処罰する罰則を設けるとともに、行政機関個人情報保護法より法定刑を引き上げ、また、民間事業者及びその従業者等による不正利用や、不正アクセス等による不正取得に対処する直罰規定を創設する。さらに守秘義務違反につき、必要な規定を整備するとともに、既存の守秘義務違反の罪より罰則を引き上げる。</p>
<p>「住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じている」</p>		<p>国の行政機関等を監督する独立性の担保された第三者機関を設置。</p>

# マイナンバー違憲訴訟（現在係争中）

---

## 1 原告と被告

- ・原告：マイナンバーの通知を受けた個人
- ・被告：国

## 2 係属裁判所

平成27年12月より以下 8 地方裁判所において係争中

東京地方裁判所、横浜地方裁判所、新潟地方裁判所、  
大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所、金沢地方裁判所、  
福岡地方裁判所、仙台地方裁判所

# (参考)

## 改正個人情報保護法(平成28年1月、平成29年5月施行)により、個人情報保護を強化

	マイナンバー法	(参考)改正個人情報保護法
対象事業者	すべての個人番号取扱事業者	<u>すべての個人情報取扱事業者</u> 取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。
監督機関	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会 監督権限を各分野の主務大臣から個人情報保護委員会に一元化
記録の作成	—	個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。(第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付け。)
故意犯に対する罰則	直接罰あり 個人番号利用事務等に従事する者や従事していた者が、正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供した場合、処罰の対象 4年以下の懲役又は200万円以下の罰金  個人番号利用事務等に従事する者や従事していた者が、業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用した場合、処罰の対象。 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金	<u>直接罰(個人情報データベース等不正提供罪)の新設</u> 従業員等(法人を含む)が個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為が処罰の対象。 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

平井委員

(中略)

また、マイナンバーは特定個人情報ということで、非常に大切なものではあります。他方で、マイナンバーだけでは何もできない仕組みになっています。情報を一元的に管理できないシステムにし、個人番号カードのICチップには機微な個人情報も蓄積されることもないようにしています。

しかしながら、民間事業者の間では、漏えいしたら大変だ、マイナンバーを持つと大変な責任を負わされるのではないかと、どこまで安全管理措置を講じたらよいかわからないといった萎縮反応も見られます。

特定個人情報委員会においては、安全管理の絶対的な基準はなく、一義的には、事業者がみずからの判断で必要な安全管理措置を講じていけばよいのであって、仮にマイナンバーが漏えいしたからといって、直ちに事業者が刑事罰の対象になることも、漏れたマイナンバーの所有者が直ちに被害に遭うこともないということを、ぜひマイナンバー制度の担当者の方に明確に答弁していただきたい。

(中略)

向井政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、マイナンバー制度におきましては、個人情報の分散管理、あるいは厳格な本人確認の措置も求めるなど、仮にマイナンバーが漏えいし、他人に知られたからといって、直ちに具体的な被害につながらない制度設計になっております。

また、マイナンバーが漏えいした場合の罰則の適用は故意犯を想定したものとなっております。事業者が従業員の指導等の一定の安全管理措置を講じていけば、意図せずにマイナンバーが漏えいしたとしても直ちに罰則の適用になることはないものと考えております。

# 個人情報保護と有用性の確保に関する制度改正（抄）

## —個人情報保護法及び番号利用法の一部を改正する法律案—

### 1. はじめに

平成17年4月に個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)が施行されてから10年が経過した。近年の情報通信技術の発展により、これまで蓄積された多種多様かつ膨大な、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となり、データの利活用が経済の活性化を促進する等の指摘もなされている。こうした中、個人情報保護法に対し、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さのため事業者が利活用を躊躇し、ビッグデータのうち特に利用価値が高いとされている個人の行動・状態等に関するパーソナルデータの利活用が十分に行われていないとの指摘があり、また一方では、多くの個人情報データの流出を始め、消費者の個人情報及びプライバシーの保護が十分でないとの指摘がなされている。

(中略)

流出の例として26年7月には、教育事業大手のベネッセホールディングスにおける個人情報データの流出が問題となった。これを受けて、菅官房長官は、7月11日の閣議後の記者会見で、「現行の個人情報保護法では、情報流出の被害を受けた個人が申立てをすれば情報を削除できる手続になっているが、全体を消去できるわけではない。個人情報保護法の改正が検討課題の一つになってきているが、このような事件も発生しているので、改正という方向で考えていきたい」旨発言している。

### 4. 改正のポイント

#### (1) 個人情報保護法

##### ウ 個人情報の保護の強化(名簿屋対策)

いわゆる名簿屋問題により、個人情報の取扱いについて一般国民の懸念が増大したこともあり、その対策として、必要に応じて個人情報の流通経路をたどることができるようにし(トレーサビリティの確保)、また、不正に個人情報を提供した場合の罰則を設け(データベース提供罪の新設)、不正な個人情報の流通を抑止することとした。

トレーサビリティの確保については、受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存することとし(第26条)、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存することとされている(第25条)。

データベース提供罪については、先にも述べたベネッセホールディングスの個人情報データの流出事件が一つの契機となっている。同件は不正競争防止法で立件されているが、持ち出した情報が営業秘密に当たらない事案については、同法では処罰できない。そこで、第83条では、個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金としている。

	マイナンバー法	(参考)個人情報保護法
安全管理措置	<p>(個人番号利用事務実施者等の責務)</p> <p>第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、<u>個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(安全管理措置)</p> <p>第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(従業者の監督)</p> <p>第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>
委託先の監督	<p>(委託先の監督)</p> <p>第十一条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、<u>当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</u></p>	<p>(委託先の監督)</p> <p>第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、<u>委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</u></p>
再委託	<p>(再委託)</p> <p>第十条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)の全部又は一部の委託を受けた者は、<u>当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。</u></p>	<p>—</p>
提供制限	<p>(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第十九条 何人も、<u>次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</u></p> <p>(収集等の制限)</p> <p>第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。</p>	<p>(第三者提供の制限)</p> <p>第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、<u>あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。</u></p>

## 第183国会 衆議院内閣委員会(平成25年4月11日) (抄)

中丸委員 日本維新の会、中丸啓でございます。

(中略)

第九条の「利用範囲」において、「必要な限度で」「利用することができる。」と記載があるんですけども、その必要な限度という定義について御説明していただけますでしょうか。

向井政府参考人 お答えいたします。

九条一項、二項、これは、行政機関、地方公共団体が別表に掲げる事務、条例で規定した事務を処理する場合などにおいて、必要な限度で個人番号を利用することができる」と規定をしております。

それから、九条三項は、法令の規定により、個人番号を記載した書面の提出等の事務を行うとされた事業者等が必要な限度で個人番号を利用することができる」とされています。

ここで言う必要な限度というのは、まさに必要な限度でございますけれども、個人情報に効率的に検索して管理するために必要な場合に限り、個人番号を使った個人情報の検索、管理を行うことができるという趣旨でございます。

具体的には、例えば、各種申請におきまして、本人から提出された書類を、情報提供ネットワークシステムを介して入手した書類について、同一人のものであることを確認するために、個人番号を使って個人情報を検索し、名寄せ、突合する、これは行政の場面でございます。

例えば、事業者の場面ですと、雇用主が行政機関に対して従業員の個人番号を記載した書類を提出するために、個人番号を使って検索、管理する。例えば、税の源泉徴収におきまして、従業員の給与の源泉徴収票の調書を出しますけれども、それに番号を書く際の検索に使うというふうなことがございます。

さらに、そういう場合にどこまでが必要かというのは、やはり、かなり常識的な範囲があるかと思っております。

といいますのは、例えば、経団連とかの団体からよく聞かれますのは、通常、人事システムというのは、従業員の給料とかそれから源泉徴収だけではなくて、いろいろな過去の賞罰等々と一緒にシステムで管理している。したがって、番号を入れることによって、番号とひもづけられる情報が所得とかそういうものに限るのであるならば、別のシステムをつくらなきゃならなくなる、そこまでするのはちょっと勘弁してくれという話がございます。

実際、そういうことが起こりました場合には、さすがにそこまでを求めるのは酷なのではないかというふうに考えております。

そういう意味で、常識的な範囲で必要な範囲というふうなことだと思っております。

## 個人情報保護委員会 > マイナンバーについて > ガイドライン > Q&A(回答)

事業者編

6:収集・保管制限

Q6 - 11 現在業務ソフトウェアを運用している筐体と同一筐体内、かつ同一データベース内で個人番号を管理することはできますか。

A6 - 11 個人番号を同一筐体内、かつ、同一データベース内で管理することはできますが、個人番号関係事務と関係のない事務で利用することのないように、アクセス制御等を行う必要があります。

# マイナンバー制度の推進体制

## 内閣官房

- ・マイナンバー制度全般の総括（野田大臣（マイナンバー制度担当））
- ・マイナンバー制度の円滑な実施を確保するための事務
  - マイナンバー制度の円滑な実施を確保するための関係機関における進捗の管理と調整（システム・体制の円滑な整備・運用、セキュリティの確保）
  - 円滑な実施を確保するための広報の企画と調整等

## 個人情報保護委員会

（茂木大臣  
／堀部委員長）

- ・特定個人情報の取扱いに関する監視・監督
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの作成及び広報啓発
- ・特定個人情報保護評価（PIA）の規則・指針の作成
- ・特定個人情報保護評価書の受付・承認

## 内閣府

（野田大臣）

- ・マイナンバー制度に関する企画・立案
- ・マイナンバー法の所管
- ・マイナンバーの利用範囲拡大の検討
- ・マイナンバー制度一般に関する広報・周知
- ・マイナポータルの運用、企画立案

## 総務省

（野田大臣）

- ・マイナンバーの付番
- ・通知カード、個人番号カードに関する事務
- ・情報提供ネットワークシステムの運用
- ・地方公共団体におけるシステム整備に係る財政措置
- ・自治体中間サーバーに関する整備に関する事務
- ・マイナンバー制度に係る地方税関係の運用等の検討

## 厚生労働省

（加藤大臣）

- ・マイナンバー制度に係る国の社会保障関連システムの改修
- ・地方公共団体における社会保障関連システムの整備に係る財政措置
- ・マイナンバー制度に係る社会保障制度の運用等の検討

## 財務省・国税庁

（麻生大臣）

- ・マイナンバー制度に係る国税関係の運用
- ・法人番号の指定・通知・公表業務等

## 医療保険者

- ・社会保障に関する事務にマイナンバーを利用

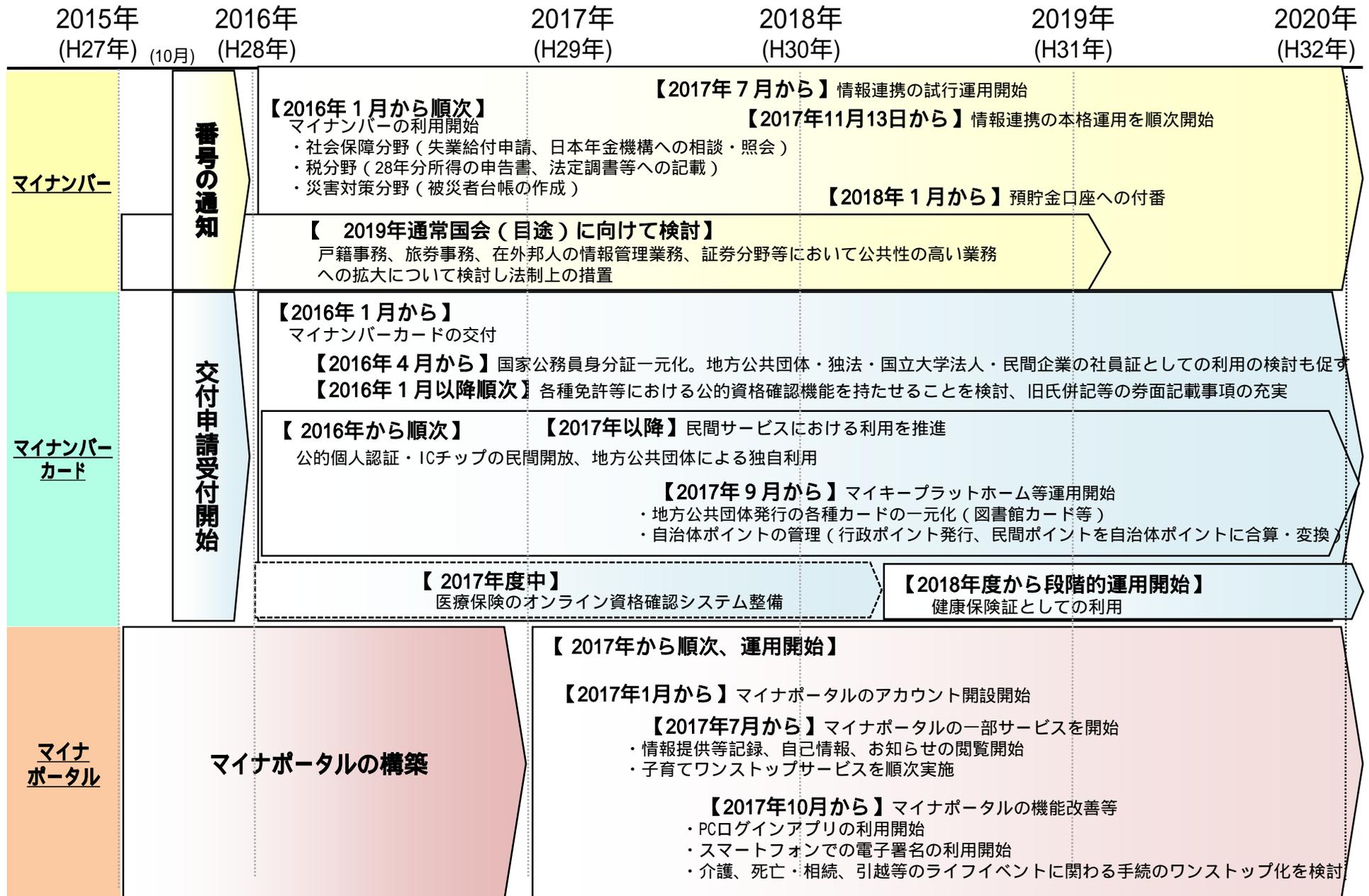
## 地方公共団体

## 民間企業（関係事務実施者）

- ・主に税や社会保障に関する事務でマイナンバーを取り扱う

# マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

マイナンバー法の  
改正が必要なもの



# マイナンバー制度の利用範囲の拡大等について

## マイナンバー法

附則第六条 **政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。**

## 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

### 中短期工程表「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 法制改正要望書	秋	年末	通常国会	
	＜マイナンバー等の利活用拡大＞					
	マイナンバー制度の導入、社会保障・税分野等における業務改革の推進					
	預貯金付番等を可能とするマイナンバー法等改正法の成立(2015年9月)	マイナンバーの利用範囲拡大に関する検討 (戸籍事務・旅券・在外邦人の情報管理、証券分野等において公共性の高い業務)				
	マイナンバーカードの公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化等に関する検討					
	マイナンバーカードと国家公務員身分証一体化					
	マイナンバーカードのキャッシュカード等としての利用に向けた検討・実現					
	マイナンバーカードの利便性向上策について検討し、可能なものから順次実現(旧姓併記等の券面記載事項の充実、海外における継続利用等)					
	マイナンバーカードの公的個人認証機能について、読み取りに対応したスマートフォンが発売され、またスマートフォンへのダウンロードに関する技術実証を実施	マイナンバーカードの読み取り対応スマートフォンの拡大や対応サービス(アプリ)の導入を推進し、公的個人認証機能のスマートフォンへのダウンロードのための実施体制などの運用面及び法制度の検討を実施		スマートフォンを活用した読み取り申請開始	スマートフォンへの利用者証明機能のダウンロードの実現	
	自動車検査登録事務 全都道府県共同利用システム構築	提出書類の更なる合理化等のための制度上の措置の検討・実施				
	マイナンバーカードを健康保険証として利用					
	各種免許等における各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現					
	ワンストップサービス/プッシュ型サービスや本人確認に係る官民連携等に関する検討					
	電子私書箱構築のための官民連携した仕組みの検討 電子行政手続への多様なアクセス手段の確保		マイナポータルの本格運用開始			
	マイナポータルの順次利用開始					
	マイナンバーカード1枚で新たな魅力的な生活モデルを提供 ・地域経済応援ポイントの導入により、商店街をはじめとする地域の消費を拡大	マイキープラットフォームの検討・構築		運用		
	マイナンバーカードの公的個人認証機能について、読み取りに対応したスマートフォンが発売され、またスマートフォンへのダウンロードに関する技術実証を実施	マイナンバーカード及び法人番号を用いた政府調達における契約までの一貫した電子化を順次開始、地方公共団体での利用可能化				
	公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向け、2017年通常国会に法案を提出(2017年3月)	公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた制度整備の具体化、制度の利用開始				
	「公開情報への法人番号の併記について」策定(2015年3月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)	テレビなど多様なアクセス手段の確保				
	「法人インフォメーション」の検討・構築	政府が法人情報を公開する際、順次、法人番号を併記				
		「法人インフォメーション」の掲載情報の拡充				

規制・行政手続のIT化の一体的推進④

平成31年通常国会への関連法案の提出を念頭に、戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理、証券分野等の公共性の高い業務について、政府内で検討中。

# マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降		
マイナンバー制度の動き	<p>【平成27年10月～】 マイナンバーの通知</p> <p>【平成28年1月から順次】 マイナンバーの利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障分野（子育て、介護保険、医療保険、雇用保険）</li> <li>・ 税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載）</li> <li>・ 災害対策分野（被災者台帳の作成）</li> </ul> <p>【平成31年通常国会（目途）に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置</p> <p>【平成28年1月～】 マイナンバーカードの交付</p>	<p>【平成29年1月】 日本年金機構への相談・照会におけるマイナンバーの利用開始</p> <p>【平成29年秋頃～】 情報連携の本格運用開始（7月から試行運用開始） 日本年金機構は、平成29年11月末までの間で政令で定める日までは、情報連携ができない</p> <p>【平成29年秋頃～】 マイナンバーの本格運用開始（7月から試行運用開始） 順次、利用環境の整備を進める</p>	<p>【平成30年1月から】 預貯金口座への付番</p>		
身分証等としての利用	公務員等や民間企業の職員証・社員証	<p>国家公務員等で利用開始（平成28年4月）</p> <p>民間企業の社員証や自治体での職員証としての導入を促す経済団体及び自治体向け通知を发出（平成28年11月）</p>	国、地方公共団体、独法、国立大学法人等での導入を促進		
	本人確認手段として活用 (金融機関での口座開設、電話契約、古物屋販売、酒・たばこ販売など)	電話加入契約（携帯電話、固定）の本人確認書類として利用可能な旨の周知を図る電気通信事業関係団体向け通知を发出（平成27年11月）	本人確認手段としてマイナンバーカードの活用を促す経済団体向け通知を发出（平成28年11月）	引き続き活用を促進	
	マイナンバーカード等への旧姓併記など券面記載事項の充実		住民基本台帳法施行令等の改正作業	システム改修・テスト等 / 自治体の関係規程の改正等	平成30年度以降速やかに施行
	カードの多機能化の推進（行政サービスにおける利用） (印鑑登録証、公共施設利用カード、自治体ポイントカードなど)	一部の地方公共団体で開始（図書館カード等として利用） マイキープラットフォームによる地域活性化施策の策定	引き続き各自治体における利用を促進	マイキープラットフォームを使った実証（平成29年8月頃～平成30年3月） 公立図書館（1,350自治体）、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等を実施	
	住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付	270自治体（対象人口5,341万人） 【H28.10.1時点】	提供自治体の拡大を促進するためのアクションプログラム取りまとめ 【平成28年12月】	未参加自治体の導入推進	対象人口1億人超を目標 【H31年度末時点】
	海外における継続利用			法制度の検討（公的個人認証法）	海外転出後の公的個人認証機能の継続利用の実現（平成31年度中）
	電子委任状を活用した電子調達			法制度の検討（電子委任状法）	マイナンバーカード及び電子委任状に対応した政府電子調達システムの基盤整備・利用促進
	公的個人認証サービス等の民間開放	公的個人認証サービスを活用する民間事業者の認定開始（平成28年2月）	8社を認定 【H28.11.1時点】	公的個人認証サービス及びICチップ空き領域へのアプリ搭載による民間活用を引き続き促進	
	インターネットバンキングへの認証手段			群馬銀行の協力の下、ログイン・口座残高照会への活用実証（平成29年5月頃～）	JPKIを活用した認証の仕組みの実用化を図る
	電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進			法制度の検討（電子委任状法） 群馬県前橋市、長妻黒地戸市、香川県高松市の協力の下、雇用証明書をを用いた実証実験（平成29年5月頃～）	自治体などにおける実用化を図る
医療・健康情報へのアクセス認証手段	群馬県前橋市など12自治体で母子保健データへの本人のアクセス・認証手段として実用化（テスト運用含む）		患者など本人の認証に関する群馬県前橋市での取組成果も踏まえ、医師が医療データにアクセスする際の患者本人の同意取得の手段として活用する実証（平成29年春頃～）	地域における実用化を図る	
イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止			チケットの適正転売のためのシステム実証（平成29年5月頃～）	関係事業者による実用化を図る	
東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携			IoTおもてなしクラウドで技術実証（平成29年10月頃～）		
カジノ入場規制			チケットング及びボランティア管理におけるサービス内容、技術面の検討	組織委員会との連携に係る検討状況及び上記実用化の状況を踏まえ、競技会場における実証の検討を進め、導入を目指す	
官民の認証連携推進 (マイナンバーカードと連携したIDの認定制度等)			上記IoTおもてなしクラウドの実証も踏まえつつ、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との連携を検討		
医師資格（HPKI）との連携			I R 法 の 附 帯 決 議 を 踏 ま え、 内 閣 官 房 で 検 討 さ れ る 入 場 規 制 の 内 容 に 応 じ カ ー ド の 活 用 方 法 を 検 討	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）	
カードの多機能化の推進（民間サービスにおける利用） (診察券、クレジットカードなど)			検討体制を組成して検討（平成29年7月を目途に取りまとめ）	法制度の検討	
医療保険のオンライン資格確認の導入			群馬県前橋市におけるHPKIとJPKIの利用拡大に関する日本医師会と（一社）ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構との検討状況も踏まえ、HPKIカード（電子医師資格証）との連携の実証（平成29年5月頃～）	地域における実用化を図る	
			群馬県前橋市などの医療関係者の協力の下、共通診察券として利用するための実証（平成29年5月頃～）	民間事業者等との検討結果を踏まえ、地域や各業界での実用化を図る	
			厚生労働省においてシステム開発	段階的運用の開始（平成30年度） 本格運用の開始（平成32年）	

マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大

行政サービスにおける利用

民間サービスにおける利用

# マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降	
<b>マイナーポータル</b> の利便性向上 マイナーポータルの利用環境整備 官民のオンラインサービスとの連携 子育てワンストップサービス 公金決済サービス 引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス 医療費通知を活用した医療費控除の簡素化 ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化 国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化	システム開発・テスト マイナーポータルアカウントの開設開始（平成29年1月～） e-Taxとの認証連携開始（平成29年1月～）	市町村にアクセス端末配置（平成29年～7月中） 情報提供等記録、自己情報、お知らせの閲覧（平成29年7月～） マイナーポータル利用環境改善 ○平成29年7月～スマホQRコード認証アプリ利用開始等 子育てワンストップ検討タスクフォースにて子育てワンストップサービスの対象手続等について検討・取りまとめ（平成28年9月） 全市区町村での開始を促すアクションプログラム取りまとめ・地方公共団体へ実施作業に係るガイドライン提示（平成28年12月）・準備作業 システム開発・テスト	ねんきんネットや金融機関の顧客サイトなど官民のオンラインサービスとの認証連携を拡大 平成29年秋頃～PCログインアプリ利用開始等 / スマホ電子署名利用開始等 ○平成30年4月頃～スマホ専用画面の利用開始等 保育所等の入所申請等【平成29年10月～】 児童手当現況届【平成30年6月～】事前送信、面談予約【平成30年7月～】 【平成29年7月～】子育て関連手続でのサービス検索・閲覧の開始順次、オンラインでの申請・届出、面談予約、検診や予防接種等のお知らせを実施 自治体の電子的な公金決済サービスと連動し公金決済サービスを実施 地方税や社会保険料のペーパーレスオンライン納付の実現	
	民間とも連携し、可能なものから順次サービス開始	実現に向けた方策の検討・取りまとめ（平成29年度）	システム開発	実施可能な保険者等から段階的に実施（平成30年1月～）
	【平成31年1月～】できる限り速やかにサービス開始	【平成29年度～】法制度の検討（地方税法）システムの整備	【平成29年度以降】日本年金機構における情報連携の予定が未定のため実施時期は未定	
<b>アクセス手段</b> の多様化 スマートフォンでの読み取り スマートフォンのSIMカード等への搭載 CATVからのアクセス デジタルテレビからのアクセス	平成28年11月以降、対応スマートフォン順次発売（ドコモ・au・ソフトバンク） 富山県南砺市でマイナンバーカードを活用した母子健康手帳・お薬手帳サービスを実用化（平成28年4月） 推進組織（（一社）スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及高度化機構）設立（平成27年9月） 対応スマートテレビによる避難誘導の実証（平成28年3月～）	対応製品の拡大や対応サービス（アプリ）の導入を推進 技術実証（イベント入場において実証実験 法制度の検討（公的個人認証法）（平成29年3月）） 岩手県巻町及び高知県南国市において、マイナンバーカードを活用した見守りサービスや電子お薬手帳サービスの実用化を目指す（平成29年度中目途） 岩手県巻町や富山県南砺市、高知県南国市での取組状況も踏まえ、ケーブルテレビ経由でマイナンバーカード読み取りを可能とする新たな技術実証（平成29年5月頃～）	SIMカード等へのダウンロードサービスの実用化を図る（平成31年中） スマートフォン等を活用したマイナンバーカード対応STBについて、一部事業者において導入着手（平成30年12月目途） 北海道西興部村、徳島県美波町での対応機器を使った実証結果も踏まえ、実用化に向けて検討	

# マイナンバー制度利活用推進ロードマップ (Ver. 2)

